

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を終了したについて通知がありました。

令和三年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 桜井市山林部全域
- 三 測量の終了年月日 令和三年三月十二日